β　内閣府が令和２年12月23日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成20年度から平成29年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

C　次の算式によって算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式

（γ／３）×（１／319,616,000,000）

γ／３に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

γ　内閣府が令和２年12月23日に公表した県民経済計算の「３．付表」に記載されている当該都道府県の「固定資本減耗」の「一般政府」に係る額の平成27年度から平成29年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

D　当該都道府県の第５条第１項の表中二１の面積を8,042.03で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

**第十一条**　交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十八条の規定によつて当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に〇・九八七を乗じて得た額とする。

［２　略］

**第十一条の二**　令和三年度に限り、令和二年四月二日から令和三年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、同法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村並びに当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

**第十二条**　［略］

２　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×1.017×0.667×1.030）／２

A×1.017、A×1.017×0.667、（A×1.017×0.667×1.030）及び（A×1.017×0.667×1.030）／２に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　内閣府が作成した県民経済計算年報（令和２年版）の「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成20年度から平成29年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

**第十一条**　交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十八条の規定によつて当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に一・一一〇を乗じて得た額とする。

［２　同上］

**第十一条の二**　令和二年度に限り、平成三十一年四月二日から令和二年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、道路法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村並びに当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

**第十二条**　［同上］

２　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×1.087×0.667×0.873）／２

A×1.087、A×1.087×0.667、（A×1.087×0.667×0.873）及び（A×1.087×0.667×0.873）／２に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。